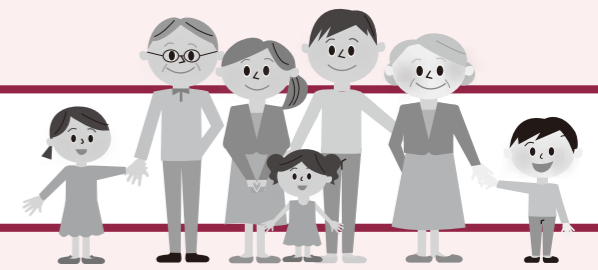


地域で見守り、地域で支え合う



高齢者虐待

他人事ではありません! 地域で「高齢者虐待」を防ぎましょう。

高齢者虐待は増加傾向にあります。65歳以上の高齢者に対して介護をしている家族や要介護施設従事者等による下表のような行為を「高齢者虐待」といいます。

令和元年度兵庫県内で1,874件の高齢者虐待に関する通報があり、その内792件に虐待の事実がありました。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らせる社会にするため、地域で高齢者や介護家族を見守り、支えていきましょう。

虐待の自覚がないことも

高齢者を介護する家族の負担は大きく、介護疲れやストレスなどから虐待が始まるケースも少なくありません。

介護を抱え込まないで

深刻化する高齢者の虐待を未然に防ぐため、一人で介護を抱え込まないこと。周りの人が介護者の負担を知り、温かい言葉をかけたり、手を差し伸べたりすることが大切です。

早期発見が早期解決のかぎ

身体的虐待により、骨折したり、経済的虐待により、電気や水道の支払いができなくなったりするケースが発生しています。しかし、早期に発見することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。

5つの高齢者虐待のサイン

高齢者虐待の定義とよくあるサインを知り、早期発見に努めましょう。

—虐待のサイン—	
身体的虐待 なぐる、ける、拘束するなど身体的苦痛を与える行為	○身体に小さな傷が頻繁にみられる。 ○傷やあざの説明のつじつまが合わない。
心理的虐待 威圧的な言動、無視、嫌がらせなどで精神的苦痛を与える行為	○不規則な睡眠(眠りへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。 ○無気力、あきらめ、投げやりな様子など。
ネグレクト(介護・世話の放棄・放任) 食事、入浴などの世話を放棄又は放任する行為	○住居が極めて非衛生的又は異臭を放っている。 ○適度な食事を準備されていない。
経済的虐待 財産やお金の無断使用や生活に必要な金銭を渡さない行為	○年金や財産収入等があるのに、お金がないと訴える。 ○お金があるのに、サービス利用料や生活費が払えない。
性的虐待 本人の嫌がる性的な行為やその強要を行うこと	○生殖器の痛み、かゆみを訴える。 ○医者や保健・福祉の援助を受けることをためらう。

▶ふくし総合相談窓口(高齢者虐待相談・通報窓口)(☎64・3270)

孤立死ゼロを目指して!

社会的に孤立し、亡くなられてから発見される孤立死を未然に防止するため、積極的に企業と連携し、高齢者の見守り活動を行っています。現在、84企業と「地域見守り活動に関する協定」の締結を行っています。協力いただける企業は地域包括支援課までご連絡ください。

活動内容

- ◇従業員に協定の趣旨を周知し、日常の業務の範囲において協力をお願いします。
- ◇訪問先で次のようなサインを察知した場合は、地域包括支援課までご連絡ください。

- ①郵便物がたまっている。
- ②日中でも電灯がついたままになっている。又は、夜でも室内の電灯がついていない状態が続いている。
- ③同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている。
- ④異臭がする。
- ⑤極端に痩せている、顔色が悪い、気がない、不自然なケガやアザが見られる。
- ⑥同じ話を繰り返す。
- ⑦季節に合った服装をしていない。等

▶地域包括支援課(☎64・3270)

ヤングケアラー

知っていますか?「ヤングケアラー」

「ヤングケアラー」とは、法令上の定義はありませんが、一般に「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」とされています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを行っている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



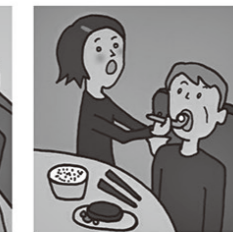
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーを認識し、相談につなげましょう!

家庭の中で、子どもがお手伝いの習慣を身に付けることや、助け合う心を育てることは大切ですが、家事や家族の世話をするために子どもが学校に行けなくなる、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことなどはあってはならないことです。

身の回りの大人、周囲がヤングケアラーを認識し、適切な相談、支援につなげる必要があります。

以下の相談窓口をご利用ください。

- ▶児童福祉課 子育て応援センター「すくすく」 月～金(祝日除く)(8:30～17:15)(☎64・3220)
- ▶姫路こども家庭センター 月～金(祝日除く)(9:00～17:00)(☎079・297・1261)
24時間ホットライン(☎079・294・9119)
- ▶児童相談所相談専用ダイヤル 24時間受付(☎0120・189・783)